

北海道根室振興局告示第50号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、はえ縄漁業(ロシア連邦200海里水域内)について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のとおり定めた。

令和5年12月8日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
はえ縄漁業(たら及びめぬけ)	オホーツク海域	「日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定」(以下「協定」という。)第2条に基づき定められる操業水域番号Ⅰ-2の海域(オホーツク海側南部、海岸線から40海里までの範囲、北緯46度35分以南)	1月1日から12月31日まで	14隻	50トン未満	ア 北海道に住所を有する者 イ 根室地区小型はえなわ協議会に所属する者	<p>令和5年12月8日から令和5年12月22日まで</p> <p>1. 許可の有効期間は、1年以内とする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、根室振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1)ロシア連邦公務員による臨検等(訪問も含む)を受けた場合には、この内容を速やかに根室振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(2)ロシア連邦の最大低潮時海岸線から200海里以内の海域においては、操業区域以外の海域に立ち入ってはならない。 ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により操業区域以外に立ち入る場合は、この限りでない。この場合にあっては、あらかじめ根室振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(3)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き○○○港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、○○○港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、根室振興局長に報告しなければならない。 注 ○○○には港名が記載される。</p> <p>(4)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p> <p>(その他参考となる事項)</p> <p>(1)漁業の許可及び取締り等に関する省令第106条第2項により外国の法令を遵守すること。</p>
	太平洋海域	「協定」第2条に基づき定められる操業水域番号Ⅱ-2の海域(太平洋側、北緯43度56.7分、東経147度9分の点と北緯44度25.4分、東経146度57分の点を結ぶ線以西の水域を除く、北緯46度35分以南、東経155度00分以西)	1月1日から12月31日まで				